

境港市環日本海市民交流促進事業補助金 補助申請～補助金受取までの流れ

	申請者(団体)	境港市水産商工課(申請窓口)
補助金交付申請 ☆事業実施の1週間前まで	①補助金交付申請 下記の書類を市役所へ提出し、交付申請を行ってください。 ・補助金交付申請書(要綱様式第1号) ・交流事業参加者名簿(要綱様式第2号) ・交流事業の内容がわかる書類(行程表等) ・補助対象経費が確認できる書類(見積書等)	②審査後、交付決定 市役所で審査後、補助金交付決定通知を発行します。 ・交付決定通知書
交流事業の実施	③交流事業の実施 ※交流状況の写真を撮影し、記録しておいて下さい。	
実績報告	④実績報告書の提出 交流事業実施後、下記の書類を市役所へ提出し、実績報告を行ってください。 ・補助金実績報告書(要綱様式第3号) ・交流の状況がわかる写真・報告書等 ・補助対象経費が確認できる書類(旅行代理店からの請求書や領収書の写し等)	⑤補助金額の確定 市役所で実績報告書を審査後、補助金確定通知を発行します。 ・補助金等交付額確定通知書
補助金の交付請求	⑥補助金の請求 補助金確定通知書受領後、下記の書類を市役所に提出し、補助金の交付請求を行ってください。 ・補助金等支払請求書(規則様式第6号)	⑦補助金の支出 申請者からの交付請求に基づき、補助金を支出します。
補助金の受取	⑧補助金の受取、受領報告 補助金は申請者に一括して支払います。 申請者は補助金を各参加者に分配の上、下記の書類で市役所に受領報告を行ってください。 ・補助金受領報告書(要綱様式第4号)	⑨受領報告書の受付

※申請書類については境港市のホームページよりダウンロードできます。